

国税通則法

houko.com

国税通則法

【目次】

第1章	総則	(第1条～第14条)
第2章	国税の納付義務の確定	(第15条～第33条)
第3章	国税の納付及び徴収	(第34条～第45条)
第4章	納税の猶予及び担保	(第46条～第55条)
第5章	国税の還付及び還付加算金	(第56条～第59条)
第6章	附帯税	(第60条～第69条)
第7章	国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限	(第70条～第74条)
第7章の2	行政手続法との関係	(第74条の2)
第8章	不服審査及び訴訟	(第75条～第116条)
第9章	雑則	(第117条～第125条)
第10章	罰則	(第126条～第127条)

昭和37・4・2・法律66号

改正平成8・6・21・[法律95号](#)――
改正平成8・6・26・[法律110号](#)――
改正平成9・6・18・[法律89号](#)――
改正平成10・6・15・[法律107号](#)――
改正平成11・3・31・[法律10号](#)――
改正平成11・7・16・[法律102号](#)――
改正平成11・12・22・[法律160号](#)――
改正平成12・5・31・[法律92号](#)――
改正平成12・5・31・[法律97号](#)――
改正平成13・3・30・[法律6号](#)――
改正平成13・11・28・[法律129号](#)――
改正平成14・7・3・[法律79号](#)――
改正平成14・7・31・[法律98号](#)――
改正平成14・7・31・[法律100号](#)――
改正平成14・12・13・[法律152号](#)(未)(施行=平15年11月4日(未)、平15年2月3日(済))
改正平成14・12・13・[法律155号](#)――
改正平成15・3・31・[法律8号](#)――
改正平成15・3・31・[法律8号](#)(未)(施行=平16年4月1日、平15年4月1日(済)、平15年10月1日(済))
改正平成15・3・31・[法律11号](#)――

最初

第1章 総則

第1節	通則	(第1条～第4条)
第2節	国税の納付義務の承継等	(第5条～第9条の2)
第3節	期間及び期限	(第10条～第11条)
第4節	送達	(第12条～第14条)

最初・第1章

第1節 通則

(目的)

第1条 この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もつて国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 国税
国が課する税のうち関税、とん税及び特別とん税以外のものをいう。
2. 源泉徴収による国税源泉徴収に係る所得税(この税に係る附帯税を除く。)をいう。
3. 消費税等
消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。
4. 附帯税
国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。
5. 納税者
国税に関する法律の規定により国税(源泉徴収による国税を除く。)を納める義務がある者(国税徴収法(昭和34年法律第147号)に規定する第2次納税義務者及び国税の保証人を除く。)及び源泉徴収による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。
6. 納税申告書
申告納税方式による国税に関し国税に関する法律の規定により次に掲げるいずれかの事項その他当該事項に関し必要な事項を記載した申告書をいい、国税に関する法律の規定による国税の還付金(以下「還付金」という。)の還付を受けるための申告書でこれらのいずれかの事項を記載したものを含むものとする。
 - イ 課税標準(国税に関する法律に課税標準額又は課税標準数量の定めがある国税については、課税標準額又は課税標準数量。以下同じ。)
 - ロ 課税標準から控除する金額
 - ハ 次に掲げる金額(以下「純損失等の金額」という。)
 - (1) 所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する純損失の金額又は雑損失の金額でその年以前において生じたもののうち、同法の規定により翌年以後の年分の所得の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前年分の所

国税通則法

- 得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの
- (2) 法人税法(昭和40年法律第34号)に規定する欠損金額又は連結欠損金額でその事業年度、その計算期間(同法第15条の3第1項から第3項まで(特定信託の計算期間)に規定する計算期間をいう。以下この号及び第15条第2項第3号において同じ。)又はその連結事業年度(同法第15条の2(連結事業年度の意義)に規定する連結事業年度をいう。以下この号及び第15条第2項第3号において同じ。)以前において生じたもの(同法第57条第2項若しくは第6項、第58条第2項又は第81条の9第2項(被合併法人等の未処理欠損金額の引継ぎ等)の規定により欠損金額又は連結欠損金額とみなされたものを含む。)のうち、同法の規定により翌事業年度以後の事業年度分、翌計算期間以後の計算期間分又は翌連結事業年度以後の連結事業年度分の所得の金額又は連結所得(同法第2条第18号の4(定義)に規定する連結所得をいう。以下この号及び第15条第2項第3号において同じ。)の金額の計算上順次繰り越して控除し、又は前事業年度以前の事業年度分、前計算期間以前の計算期間分若しくは前連結事業年度以前の連結事業年度分の所得又は連結所得に係る還付金の額の計算の基礎とすることができるもの
- (3) 相続税法(昭和25年法律第73号)第21条の12(相続時精算課税に係る贈与税の特別控除)の規定により同条の規定の適用を受けて控除した金額がある場合における当該金額の合計額を2500万円から控除した残額
- ニ 納付すべき税額
- ホ 還付金の額に相当する税額
- ヘ この税額の計算上控除する金額又は還付金の額の計算の基礎となる税額
7. 法定申告期限
国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限をいう。
8. 法定納期限
国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限(次に掲げる国税については、それぞれ次に定める期限又は日)をいう。この場合において、第38条第2項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限及び所得税法若しくは相続税法の規定による延納(以下「延納」という。)、第47条第1項(納税の猶予)に規定する納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限に含まれないものとする。
- イ 第35条第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき国税
その国税の額をその国税に係る期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限
- ロ 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限とされている日後に納税の告知がされた国税(ハ又はニに掲げる国税に該当するものを除く。)
- 当該期限
- ハ 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている賦課課税方式による国税
当該事実が生じた日
- ニ 附帯税
その納付又は徴収の基因となる国税を納付すべき期限(当該国税がイからハまでに掲げる国税に該当する場合

には、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限(地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び第35条第3項(過少申告加算税等の納付)に規定する重加算税については、先に到来する期限)又は日)

9. 課税期間
国税に関する法律の規定により国税の課税標準の計算の基礎となる期間(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号(定義)に規定する課税資産の譲渡等に課される消費税(以下「課税資産の譲渡等に係る消費税」という。))については、同法第19条(課税期間)に規定する課税期間をいう。
10. 強制換価手続
滞納処分(その例による処分を含む。)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。
- [《改正》平11法010](#)
[《改正》平12法097](#)
[《改正》平13法006](#)
[《改正》平14法079](#)
[《改正》平15法008](#)
[《改正》平15法008](#)
[《改正》平15法008](#)

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

- 第3条** 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

(他の国税に関する法律との関係)

- 第4条** この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めるところによる。

[最初・第1章](#)

第2節 国税の納付義務の承継等

(相続による国税の納付義務の承継)

- 第5条** 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)があつた場合には、相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)又は民法(明治29年法律第89号)第951条(相続財産法人)の法人は、その被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)に許されるべき、又はその被相続人が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その滞納処分費を含む。第2章(国税の納付義務の確定)、第3章第1節(国税の納付)、第6章(附帯税)及び第7章第1節(国税の更正、決定等の期間制限)を除き、以下同じ。)を納める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。
- 2 前項前段の場合において、相続人が2人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法第900条から第902条まで(法定

国税通則法

相続分・代襲相続分・指定相続分)の規定によるその相続分によりあん分して計算した額とする。

- 3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により計算した国税の額をこえる者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が前2項の規定により承継する国税を納付する責めに任ずる。

(法人の合併による国税の納付義務の承継)

- 第6条** 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人(以した「被合併法人」という。)に果されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する。

(人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継)

- 第7条** 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税(その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時ににおける人格のない社団等の財産のうちその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税)を納める義務を承継する。

(国税の連帯納付義務についての民法の準用)

- 第8条** 国税に関する法律の規定により国税を連帯して納付する義務については、民法第432条から第434条まで、第437条及び第439条から第444条まで(連帯債務の効力等)の規定を準用する。

(共有物等に係る国税の連帯納付義務)

- 第9条** 共有物、共同事業又は当該事業に属する財産に係る国税は、その納税者が連帯して納付する義務を負う。

(法人の分割に係る連帯納付の責任)

- 第9条の2** 法人が分割(法人税法第2条第12号の10(定義)に規定する分社型分割を除く。以下この条において同じ。)をした場合には、当該分割により営業を承継した法人は、当該分割をした法人の次に掲げる国税(その附帯税を含む。)について、連帯納付の責めに任ずる。ただし、当該分割をした法人から承継した財産の価額を限度とする。

1. 分割の日前に納税義務(第15条第1項(国税の納付義務の確定)に規定する納税義務をいう。次号において同じ。)の成立した国税(消費税等のうち保税地域(関税法(昭和29年法律第61号)第29条(保税地域の種類)に規定する保税地域をいう。以下同じ。)からの引取りに係

る消費税等及び課税資産の譲渡等に係る消費税以外のもの(次号において「移出に係る酒税等」という。)並びに航空機燃料税を除く。)

2. 分割の日の属する月の前月末日までに納税義務の成立した移出に係る酒税等及び航空機燃料税
[《追加》平13法006
最初・第1章](#)

第3節 期間及び期限

(期間の計算及び期限の特例)

- 第10条** 国税に関する法律において日、月又は年をもつて定める期間の計算は、次に定めるところによる。

1. 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まる時、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。
 2. 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。
 3. 前号の場合において、月又は年の始めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、最後の月にその対応する日がないときは、その月の末日に満了する。
- 2 国税に関する法律に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限(時をもつて定める期限その他の政令で定める期限を除く。)が日曜日、[国民の祝日に関する法律](#)(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他一般の休日又は政令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもつてその期限とみなす。

【令】[第2条](#)

(災害等による期限の延長)

- 第11条** 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から2月以内に限り、当該期限を延長することができる。

【令】[第3条](#)

[最初・第1章](#)

第4節 送達

(書類の送達)

- 第12条** 国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長又はその職員が発する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定す

国税通則法

る一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所(事務所及び事業所を含む。以下同じ。)に送達する。ただし、その送達を受けるべき者に納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達する。

《改正》平 14 法 100

- 2 通常の取扱いによる郵便又は信書便によつて前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項(定義)に規定する信書便物(以下「信書便物」という。)は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

《改正》平 14 法 100

- 3 税務署長その他の行政機関の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者(第1項ただし書の場合にあつては、納税管理人。以下この節において同じ。)の氏名(法人については、名称。[第14条](#)第2項(公示送達において同じ。))、あて先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成して置かなければならない。

《改正》平 14 法 100

- 4 交付送達は、当該行政機関の職員が、第1項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行なう。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

【則】[第1条](#)

- 5 次の各号の一に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行なうことができる。

1. 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合
その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること。
2. 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合
送達すべき場所に書類を差し置くこと。

【則】[第1条](#)

(相続人に対する書類の送達の特例)

- 第13条** 相続があつた場合において、相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長(国税審判

官を含む。)が発する書類(滞納処分者の例による処分を含む。)に関するものを除く。)で被相続人の国税に関するものを受領する代表者をその相続人のうちから指定することができる。この場合において、その指定に係る相続人は、その旨を当該税務署長その他の行政機関の長(国税審判官が発する書類については、国税不服審判所長)に届け出なければならない。

【令】[第4条](#)

- 2 前項前段の場合において、相続人のうちにその氏名が明らかでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、同項後段の税務署長その他の行政機関の長は、相続人の1人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。この場合において、その旨をその指定に係る相続人に通知しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 被相続人の国税につき、その者の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした国税に関する法律に基づく処分で書類の送達を要するものは、その相続人の1人にその書類が送達された場合には、当該国税につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

(公示送達)

- 第14条** [第12条](#)(書類の送達)の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、税務署長その他の行政機関の長は、その送達に代えて公示送達をすることができる。

- 2 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受けるべき者に交付する旨を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう。
- 3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

最初

第2章 国税の納付義務の確定

第1節 [通則](#)

(第15条～第16条)

国税通則法

第2節 [申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続](#) (第17条～第30条)

第3節 [賦課課税方式による国税に係る税務等の確定手続](#) (第31条～第33条)

最初・第2章

第1節 通則

(納税義務の成立及びその納付すべき税額の確定)

第15条 国税を納付する義務(源泉徴収による国税については、これを徴収して国に納付する義務。以下「納税義務」という。)が成立する場合には、その成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税を除き、国税に関する法律の定める手続により、その国税についての納付すべき税額が確定されるものとする。

[《改正》平11法010](#)

2 納税義務は、次の各号に掲げる国税(第1号から第12号までにおいて、附帯税を除く。)については、当該各号に定める時(当該国税のうち政令で定めるものについては、政令で定める時)に成立する。

1. 所得税(次号に掲げるものを除く) 暦年の終了の時
2. 源泉徴収による所得税 利子、配当、給与、報酬、料金その他源泉徴収をすべきものとされている所得の支払の時
3. 法人税 事業年度(連結所得に対する法人税については連結事業年度とし、法人税法第2条第29号の3(定義)に規定する特定信託の所得に対する法人税については計算期間とする。)の終了の時
4. 相続税 相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)による財産の取得の時
5. 贈与税 贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)による財産の取得の時
6. 地価税 課税時期(地下税法(平成3年法律第69号) [第2条](#)第4号(定義)に規定する課税時期をいう。)
7. 消費税等 課税資産の譲渡等(消費税法第2条第1項第9号(定義)に規定する課税資産の譲渡等をいう。)をした時又は課税物件の製造場(石油ガス税については石油ガスの充てん場とし、石油石炭税については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とする。)からの移出若しくは保税地域(からの引取りの時

8. 航空機燃料税 航空機燃料の航空機への積込みの時
9. 電源開発促進税 販売電気の料金の支払を受ける権利の確定の時
10. 自動車重量税 自動車検査証の交付若しくは返付の時又は届出軽自動車についての車両番号の指定の時
11. 印紙税 課税文書の作成の時
12. 登録免許税 登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の時
13. 過少申告加算税、無申告加算税又は [第68条](#)第1項若しくは第2項(申告納税方式による国税の重加算税の規定による重加算税 法定申告期限の経過の時
14. 不納付加算税又は [第68条](#)第3項の規定による重加算税 法定納期限の経過の時

【令】第5条

[《改正》平11法010](#)

[《改正》平12法097](#)

[《改正》平13法006](#)

[《改正》平14法079](#)

[《改正》平15法008](#)

[《改正》平15法008](#)

3 納税義務の成立と同時に特別の手続を要しないで納付すべき税額が確定する国税は、次に掲げる国税とする。

1. 所得税法第2編第5章 [第1節](#)(予定納税)(同法 [第166条](#)(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき所得税(以下「予定納税に係る所得税」という。)
2. 源泉徴収による国税
3. 自動車重量税
4. 印紙税(印紙税法(昭和42年法律第23号) [第11条](#)及び [第12条](#)(申告納税方式による印紙税)の規定の適用を受ける印紙税及び過怠税を除く。)
5. 登録免許税
6. 延滞税及び利子税 [《改正》平9法89](#) [《改正》平11法010](#)

(国税についての納付すべき税額の確定の方式)

第16条 国税についての納付すべき税額の確定の手続については、次の各号に掲げるいずれかの方式によるものとし、これらの方式の内容は、当該各号に掲げるところによる。

1. 申告納税方式 納付すべき税額が納税者のする申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかった場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。
2. 賦課課税方式 納付すべき税額がもつぱら税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。

国税通則法

2 国税(前条第3項各号に掲げるものを除く。)についての納付すべき税額の確定が前項各号に掲げる方式のうちいずれの方式によりされるかは、次に定めるところによる。

1. 納税義務が成立する場合において、納税者が、国税に関する法律の規定により、納付すべき税額を申告すべきものとされている国税
申告納税方式
2. 前号に掲げる国税以外の国税
賦課課税方式
[最初・第2章](#)

第2節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定 手続

- 第1款** [納税申告](#) (第17条～第22条)
第2款 [更正の請求](#) (第23条)
第3款 [更正又は決定](#) (第24条～第30条)

[最初・第2章・第2節](#)

第1款 納税申告

(期限内申告)

第17条 申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限内申告書という。

(期限後申告)

第18条 期限内申告書を提出すべきであつた者(所得税法[第123条](#)第1項(確定損失申告)、[第125条](#)第3項(年の途中で死亡した場合の確定損失申告)又は[第127条](#)第3項(年の途中で出国をする場合の確定損失申告)(これらの規定を同法[第106条](#)(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。))の規定による申告書を提出することができる者でその提出期限内に当該申告書を提出しなかつたもの及びこれらの者の相続人その他これらの者の財産に属する権利義務を包括して承継した者(法人が分割をした場合にあつては、法人税法第82条の17第2項(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継)の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。)を含む。)は、その提出期限後においても、[第25条](#)(決定)の

規定による決定があるまでは、納税申告書を税務署長に提出することができる。

[《改正》平13法006](#)

- 2 前項の規定により提出する納税申告書は、期限後申告書という。
- 3 期限後申告書には、その申告に係る国税の期限内申告書に記載すべきものとされている事項を記載し、その期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類を添付しなければならない。

(修正申告)

第19条 納税申告書を提出した者(その相続人その他当該提出した者の財産に属する権利義務を包括して承継した者(法人が分割をした場合にあつては、法人税法第82条の17第2項(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継)の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。))を含む。以下[第23条](#)第1項及び第2項(更正の請求)において同じ。)は、次の各号の一に該当する場合には、その申告について[第24条](#)(更正)の規定による更正があるまでは、その申告に係る課税標準等([第2条](#)第6号イからハまで(定義)に掲げる事項をいう。以下同じ。)又は税額等(同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。以下同じ。)を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

1. 先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき。
2. 先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき。
3. 先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき。
4. 先の納税申告書に当該申告書の提出により納付すべき税額を記載しなかつた場合において、その納付すべき税額があるとき。

[《改正》平13法006](#)

- 2 [第24条](#)から[第26条](#)まで(更正・決定)の規定による更正又は決定を受けた者(その相続人その他当該更正又は決定を受けた者の財産に属する権利義務を包括して承継した者(法人が分割をした場合にあつては、法人税法第82条の17第2項(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継)の規定により当該分割をした法人の法人税を納める義務を承継した法人に限る。))を含む。[第23条](#)第2項において同じ。)は、次の各号の一に該当する場合には、その更正又は決定について同条の規定による更正があるまでは、その更正又は決

国税通則法

定に係る課税標準等又は税額等を修正する納税申告書を税務署長に提出することができる。

1. その更正又は決定により納付すべきものとしてその更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された税額に不足額があるとき。
2. その更正に係る更正通知簿に記載された純損失等の金額が過大であるとき。
3. その更正又は決定に係る更正通知書又は決定通知書に記載された還付金の額に相当する税額が過大であるとき。
4. 納付すべき税額がない旨の更正を受けた場合において、納付すべき税額があるとき。

[《改正》平 13 法 006](#)

- 3 前2項の規定により提出する納税申告書は、修正申告書という。
- 4 修正申告書には、次に掲げる事項を記載し、その申告に係る国税の期限内申告書に添付すべきものとされている書類があるときは当該書類に記載すべき事項のうちその申告に係るものを記載した書類を添付しなければならない。

1. その申告前の課税標準等及び税額等
2. その申告後の課税標準等及び税額等
3. その申告に係る次に掲げる金額
 - イ その申告前の納付すべき税額がその申告により増加するときは、その増加する部分の税額
 - ロ その申告前の還付金の額に相当する税額がその申告により減少するときは、その減少する部分の税額
 - ハ 所得税法第142条第2項(純損失の繰戻しによる還付)(同法第166条(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)又は法人税法第80条第6項(欠損金の繰戻しによる還付)(同法第81条の31第4項(連結欠損金に対する準用)、第82条の15第3項(特定信託に係る欠損金に対する準用)及び第145条第1項(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により還付する金額(以下「純損失の繰戻し等による還付金額」という。)に係る第58条第1項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうち口に掲げる税額に対応する部分の金額
4. 前3号に掲げるもののほか、当該期限内申告書に記載すべきものとされている事項でその申告に係るものその他参考となるべき事項

[《改正》平 12 法 097](#)

[《改正》平 14 法 079](#)

[《改正》平 14 法 079](#)

(修正申告の効力)

- 第20条 修正申告書で既に確定した納付すべき税額を増加させるものの提出は、既に確定した納付すべき税額に係る部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

(納税申告書の提出先等)

第21条 納税申告書は、その提出の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 2 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る納税申告書については、当該申告書に係る課税期間が開始した時(課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時)以後にその納税地に異動があつた場合において、納税者が当該異動に係る納税地を所轄する税務署長で現在の納税地を所轄する税務署長以外のものに対し当該申告書を提出したときは、その提出を受けた税務署長は、当該申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、現在の納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなす。

- 3 前項の納税申告書を受理した税務署長は、当該申告書を現在の納税地を所轄する税務署長に送付し、かつ、その旨をその提出をした者に通知しなければならない。

- 4 保税地域からの引取りに係る消費税等で申告納税方式によるもの(以下「輸入品に係る申告消費税等」という。)についての納税申告書は、第1項の規定にかかわらず、当該消費税等の納税地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、[第17条](#)から[第19条](#)まで(納税申告)の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

(郵送等に係る納税申告書の提出時期)

- 第22条 納税申告書(当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書の提出に関連して提出するものとされている書類を含む。)が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなす。

[《改正》平 14 法 100](#)

[最初・第2章・第2節](#)

第2款 更正の請求

(更正の請求)

- 第23条 納税申告書を提出した者は、次の各号の一に該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期

国税通則法

限から1年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第26条(再更正)の規定による更正(以下この条において「更正」という。))があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

1. 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過大であるとき。
 2. 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額(当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書)に純損失等の金額の記載がなかつたとき。
 3. 第1号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額(当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に関し更正があつた場合には、更正通知書)に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。
- 2 納税申告書を提出した者又は第25条(決定)の規定による決定(以下この項において「決定」という。)を受けた者は、次の各号の一に該当する場合(納税申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求(以下「更正の請求」という。)をすることができる。

1. その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。
その確定した日の翌日から起算して2月以内
 2. その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき。
当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して2月以内
 3. その他当該国税の法定申告期限後に生じた前2号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。
当該理由が生じた日の翌日から起算して2月以内
第3号＝【令】第6条
- 3 更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正前の課税標準等又は税額等、当該更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求を

するに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を税務署長に提出しなければならない。

- 4 税務署長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等について調査し、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知する。
- 5 更正の請求があつた場合においても、税務署長は、その請求に係る納付すべき国税(その滞納処分費を含む。以下この項において同じ。)の徴収を猶予しない。ただし、税務署長において相当の理由があると認めるときは、その国税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。
- 6 輸入品に係る申告消費税等についての更正の請求は、第1項の規定にかかわらず、税関長に対し、するものとす。この場合においては、前3項の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。
- 7 前2条の規定は、更正の請求について準用する。

[最初・第2章・第2節](#)

第3款 更正又は決定

(更正)

- 第24条 税務署長は、納税申告書の提出があつた場合において、その納税申告書に記載された課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかつたとき、その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。

(決定)

- 第25条 税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。ただし、決定により納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額が生じないときは、この限りでない。

(再更正)

- 第26条 税務署長は、前2条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。

国税通則法

(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定)

第27条 前3条の場合において、国税庁又は国税局の当該職員の調査があつたときは、税務署長は、当該調査したところに基づき、これらの規定による更正又は決定をすることができる。

(更正又は決定の手續)

第28条 [第24条](#)から[第26条](#)まで(更正・決定)の規定による更正又は決定(以下「更正又は決定」という。)は、税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達して行なう。

2 更正通知書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その更正が[前条](#)の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

1. その更正前の課税標準等及び税額等
2. その更正後の課税標準等及び税額等
3. その更正に係る次に掲げる金額
 - イ その更正前の納付すべき税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額
 - ロ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額
 - ハ 純損失の繰戻し等による還付金額に係る[第58条](#)第1項(還付加算金)に規定する還付加算金があるときは、その還付加算金のうちロに掲げる税額に対応する部分の金額
 - ニ その更正前の納付すべき税額がその更正により減少するときは、その減少する部分の税額
 - ホ その更正前の還付金の額に相当する税額がその更正により増加するときは、その増加する部分の税額
- 3 決定通知書には、その決定に係る課税標準等及び税額等を記載しなければならない。この場合において、その決定が[前条](#)の調査に基づくものであるときは、その旨を附記しなければならない。

(更正等の効力)

第29条 [第24条](#)(更正)又は[第26条](#)(再更正)の規定による更正(以下「更正」という。)で既に確定した納付すべき税額を増加させるものは、既に確定した納付すべき税額に係る部分の関税についての納税義務に影響を及ぼさない。

- 2 既に確定した納付すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。
- 3 更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の国税についての納税義務に影響を及ぼさない。

(更正又は決定の所轄庁)

第30条 更正又は決定は、これらの処分をする際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税については、これらの関税の課税期間が開始した時(課税期間のない国税については、その納税義務の成立の時)以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの(以下この項において「旧納税地」という。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるときは、その旧納税地を所轄する税務署長は、前項の規定にかかわらず、これらの国税について更正又は決定をすることができる。

3 前2項に規定する税務署長は、更正又は決定をした後、当該更正又は決定に係る国税につき既に適法に、他の税務署長に対し納税申告書が提出され、又は他の税務署長が決定をしていたため、当該更正又は決定をすべきでなかつたものであることを知つた場合には、遅滞なく、当該更正又は決定を取り消さなければならない。

4 輸入品に係る申告消費税等についての更正又は決定は、第1項の規定にかかわらず、当該消費税等の納税地を所轄する税関長が行う。この場合においては、[第24条](#)から[第26条](#)まで(更正・決定)又は[第28条](#)(更正又は決定の手續)の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

[最初・第2章](#)

第3節 賦課課税方式による国税に係る税務等の確定手續

(課税標準申告)

第31条 賦課課税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、その国税の課税標準を記載した申告書をもその提出期限までに税務署長に提出しなければならない。

2 [第21条](#)第1項(納税申告書の提出先)及び[第22条](#)(郵送等に係る納税申告書の提出時期)の規定は、前項の申告書(以下「課税標準申告書」という。)について準用する。

[《改正》平14法100](#)

国税通則法

(賦課決定)

第32条 税務署長は、賦課課税方式による国税については、その調査により、標準標準申告書を提出すべき期限(課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の時)後に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

1. 課税標準申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと同じであるとき。
納付すべき税額
2. 課税標準申告書を提出すべきものとされている国税につき当該申告書の提出かないとき、又は当該申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと異なるとき。
課税標準及び納付すべき税額
3. 課税標準申告書の提出を要しないとき。
課税標準(第69条(加算税の税目)に規定する加算税及び過怠税については、その計算の基礎となる税額。以下この条において同じ。)及び納付すべき税額
- 2 税務署長は、前項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした課税標準(前項第1号に掲げる場合にあつては、同号の課税標準申告書に記載された課税標準)又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。
- 3 第2項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書(第1項第1号に掲げる場合にあつては、納税告知書)を送達して行なう。
- 4 第2項の規定による決定は、税務署長が次に掲げる事項を記載した賦課決定通知書を送達して行なう。
 1. その決定前の課税標準及び納付すべき税額
 2. その決定後の課税標準及び納付すべき税額
 3. その決定前の納付すべき税額がその決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する納付すべき税額
- 5 **第27条**(国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定)、**第28条**第3項後段(決定通知書の附記事項)及び**第29条**(更正等の効力)の規定は、第1項又は第2項の規定による決定(以下「賦課決定」という。)について準用する。

(賦課決定の所轄庁)

第33条 賦課決定は、その賦課決定の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長が行なう。

2 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る**第69条**(加算税の税目)に規定する加算税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる税務署長は、前項の規定にかかわらず、当該各号に規定する更正若しくは決定又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出により納付すべき国税に係る当該加算税についての賦課決定をすることができる。

1. **第30条**第2項(更正又は決定の所轄庁の特例)の更正又は決定があつたとき。
当該更正又は決定をした税務署長
2. 更正若しくは**第25条**(決定)の規定による決定で前号に規定するもの以外のもの又は期限後申告書若しくは修正申告書の提出(**第21条**第2項(納税申告書の提出先の特例)の規定に該当する場合にあつては、同条第3項の規定による当該申告書の送付)があつた後に当該国税の納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの(以下この号において「旧納税地1」という。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき。
旧納税地を所轄する税務署長
- 3 保税地域からの引取りに係る消費税等で賦課課税方式によるものその他税関長が徴収すべき消費税等についての賦課決定は、第1項の規定にかかわらず、当該消費税等の納税地を所轄する税関長が行う。この場合においては、前2条の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは「税関長」と、**前条**第1項各号列記以外の部分中「課税標準申告書を提出すべき期限(課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の時)後に、次の」とあるのは「次の」と、同条第1項第2号及び第3号、第2項、第3項並びに第4項第1号及び第2号中「納付すべき税額」とあるのは「税額等」とする。

最初

第3章 国税の納付及び徴収

第1節 **国税の納付** (第34条～第35条)

第2節 **国税の徴収** (第36条～第40条)

第3節 **雑則** (第41条～第45条)

最初・第3章

第1節 国税の納付

国税通則法

(納付の手續)

第34条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書(納税告知書の送達を受けた場合には、納税告知書)を添えて、これを日本銀行(国税の収納を行なう代理店を含む。)又はその国税の収納を行なう税務署の職員に納付しなければならない。ただし、[証券をもつてする歳入納付に関する法律](#)(大正5年法律第10号)の定めるところにより、証券で納付することを妨げない。

《改正》平14法098

- 2 印紙で納付すべきものとされている国税は、前項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、その税額に相当する印紙をはることに納付するものとする。印紙で納付することができるものとされている国税を印紙で納付する場合も、また同様とする。
- 3 物納の許可があつた国税は、第1項の規定にかかわらず、国税に関する法律の定めるところにより、物納をすることができる。

(口座振替納付に係る納付書の送付等)

第34条の2 税務署長は、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による国税の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行なおうとする納税者から、その納付に必要な納付書の当該金融機関への送付の依頼があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その依頼を受けることが国税の徴収上有利と認められるときに限り、その依頼を受けることができる。

- 2 期限内申告書の提出により納付すべき税額の確定した国税でその提出期限と同時に納期限の到来するものが、前項の依頼により送付された納付書に基づき、政令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後である場合においても、その納付は納期限においてされたものとみなして、延納及び延滞税に関する規定を適用する。

【令】**第7条**

(申告納税方式による国税等の納付)

第35条 期限内申告書を提出した者は、国税に関する法律に定めるところにより、当該申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に相当する国税をその法定納期限(延納に係る国税については、その延納に係る納期限)までに国に納付しなければならない。

2 次の各号に掲げる金額に相当する国税の納税者は、その国税を当該各号に掲げる日(延納に係る国税その他国税に関する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限)までに国に納付しなければならない。

1. 期限後申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額又は修正申告書に記載した**第19条**第4項第3号(修正申告により納付すべき税額)に掲げる金額(その修正申告書の提出により納付すべき税額が新たにあることとなつた場合には、当該納付すべき税額)その期限後申告書又は修正申告書を提出した日
2. 更正通知書に記載された**第28条**第2項第3号イからハマで(更正により納付すべき税額)に掲げる金額(その更正により納付すべき税額が新たにあることとなつた場合には、当該納付すべき税額)又は決定通知書に記載された納付すべき税額その更正通知書又は決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日
- 3 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税(**第68条**第1項又は第2項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。以下この項において同じ。)に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書に記載された金額の過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税を当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに納付しなければならない。

[最初・第3章](#)

第2節 国税の徴収

第1款 [納税の請求](#) (第36条～第39条)

第2款 [滞納処分](#) (第40条)

[最初・第3章・第2節](#)

第1款 納税の請求

(納税の告知)

第36条 税務署長は、国税に関する法律の規定により次に掲げる国税(その滞納処分費を除く。以下次条において同じ。)を徴収しようとするときは、納税の告知をしなければならない。

1. 賦課課税方式による国税(過少申告加算税、無申告加算税及び前条第3項に規定する重加算税を除く。)
2. 源泉徴収による国税でその法定納期限までに納付されなかつたもの
3. 自動車重量税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

国税通則法

4. 登録免許税でその法定納期限までに納付されなかったもの

【令】[第8条](#)
[《改正》平9法89](#)
[《改正》平11法010](#)

- 2 前項の規定による納税の告知は、税務署長が、政令で定めるところにより、納付すべき税額、納期限及び納付場所を記載した納税告知書を送達して行う。ただし、担保として提供された金銭をもって消費税等を納付させる場合その他政令で定める場合には、納税告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該告知をさせることができる。

【令】[第8条](#)第2項・第3項
(督促)

- 第37条** 納税者がその国税を[第35条](#)(申告納税方式による国税の納付)又は[前条](#)第2項の納期限(予定納税に係る所得税については、所得税法[第104条](#)第1項、[第107条](#)第1項又は[第115条](#)(予定納税額の納付)(これらの規定を同法[第166条](#)(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)の納期限とし、延滞税及び利子税については、その計算の基礎となる関税のこれらの納期限とする。以下「納期限」という。)までに完納しない場合には、税務署長は、その国税が次に掲げる国税である場合を除き、その納税者に対し、督促状によりその納付を督促しなければならない。

1. [次条](#)第1項若しくは第3項又は国税徴収法[第159条](#)(保全差押)の規定の適用を受けた国税
2. 国税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている国税
- 2 前項の督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から50日以内に発するものとする。
- 3 第1項の督促をする場合において、その督促に係る国税についての延滞税又は利子税があるときは、その延滞税又は利子税につき、あわせて督促しなければならない。

(繰上請求)

- 第38条** 税務署長は、次の各号の一に該当する場合において、納付すべき税額の確定した国税でその納期限までに完納されないと認められるものがあるときは、その納期限を繰上げ、その納付を請求することができる。

1. 納税者の財産につき強制換価手続が開始されたとき(仮登記担保契約に関する法律(昭和53年法律第78号)[第2条](#)第1項(所有権移転の効力の制限等)(同法[第20条](#)(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への

準用)において準用する場合を含む。)の規定による通知がされたときを含む。)

2. 納税者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき。
3. 法人である納税者が解散したとき。
4. 納税者が納税管理人を定めなくてこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。
5. 納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは国税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が国税の滞納処分の執行を免れ、若しくは免れようとしたと認められるとき。
- 2 前項の規定による請求は、税務署長が、納付すべき税額その繰上げに係る期限及び納付場所を記載した繰上請求書(源泉徴収による国税で納税の告知がされていないものについて同項の規定による請求をする場合には、当該請求をする旨を附記した納税告知書)を送達して行なう。

[《改正》平11法010](#)

- 3 第1項各号の一に該当する場合において、次に掲げる国税(納付すべき税額が確定したものを除く。)でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるものがあるときは、税務署長は、その国税の法定申告期限(課税標準申告書の提出期限を含む。)前に、その確定すると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめ、滞納処分を執行することを要すると認める金額を決定することができる。この場合においては、その税務署の当該職員は、その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押さえることができる。

1. 納税義務の成立した国税(課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。)
2. 課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税
3. 納税義務の成立した消費税法[第42条](#)第1項、第4項、第6項又は第8項(課税資産の譲渡等についての中間申告)の規定による申告書に係る消費税
- 4 国税徴収法[第159条](#)第2項から第11項まで(保全差押)の規定は、前項の決定があった場合について準用する。この場合において、同条第5項中「6月」とあるのは、「10月」と読み替えるものとする。

【令】[第9条](#)
(強制換価の場合の消費税等の徴収の特例)

- 第39条** 税務署長は、消費税等(消費税を除く。以下この条において同じ。)の課される物品が強制換価手続により換価された場合において、国税に関する法律の規定によりその物品につき消費税等(その滞納処分費を含む。以下この項、次項及び[第43条](#)第1項(国税の徴収の所

国税通則法

轄庁)において同じ。)の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちからその消費税等を徴収することができる。

- 2 税務署長は、前項の規定により消費税等を徴収するときは、あらかじめその執行機関(国税徴収法第2条(用語の定義)に規定する執行機関をいう。以下同じ。)及び納税者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

【令】第10条

- 3 前項の通知があつた場合において、第1項の換価がされたときは、その納税者につきその通知に係る税額に相当する消費税等が第25条(決定)の規定による決定により確定されたものとみなし、その執行機関に対する通知は、国税徴収法に規定する交付要求(以下「交付要求」という。)とみなす。

最初・第3章・第2節

第2款 滞納処分

(滞納処分)

- 第40条 税務署長は、第37条(督促)の規定による督促に係る国税がその督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合、第38条第1項(繰上請求)の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

最初・第3章

第3節 雑則

(第三者の納付及びその代位)

- 第41条 国税は、これを納付すべき者のために第三者が納付することができる。
- 2 国税の納付について正当な利益を有する第三者又は国税を納付すべき者の同意を得た第三者が国税を納付すべき者に代わつてこれを納付した場合において、その国税を担保するため抵当権が設定されているときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき国に代位することができる。ただし、その抵当権が根抵当である場合において、その担保すべき元本の確定前に納付があつたときは、この限りでない。

【令】第11条

- 3 前項の場合において、第三者が同項の国税の一部を納付したときは、その残余の国税は、同項の規定による代位に係る第三者の債権に先だつて徴収する。

(債権者の代位及び詐害行為の取消し)

- 第42条 民法第423条(債権者の代位)及び第424条(詐害行為の取消し)の規定は、国税の徴収に関して準用する。

(国税の徴収の所轄庁)

- 第43条 国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長が行う。ただし、保稅地域からの引取りに係る消費税等その他税関長が課する消費税等については、当該消費税等の納税地を所轄する税関長が行う。

- 2 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税については、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に定める税務署長は、前項本又の規定にかかわらず、当該各号に規定する国税について徴収に係る処分をすることができる。

1. 第30条第2項(更正又は決定の所轄庁の特例)の更正若しくは決定(当該更正又は決定により納付すべき税額に係る第69条(加算税の税目)に規定する加算税の賦課決定を含む。)又は第33条第2項第2号(賦課決定の所轄庁の特例)の賦課決定があつた場合において、これらの処分に係る国税につき、これらの処分をした後においても引き続きこれらの項に規定する事由があるとき。当該処分をした税務署長

2. これらの国税につき納付すべき税額が確定した時以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納税地以外のもの(以下この号において「旧納税地」という。)を所轄する税務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納税地が判明せず、かつ、その知れないこと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるとき。旧納税地を所轄する税務署長

- 3 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその徴収する国税について徴収の引継ぎを受けることができる。

- 4 前項の規定により徴収の引継ぎがあつたときは、その引継ぎを受けた国税局長は、遅滞なく、その旨をその国税を納付すべき者に通知するものとする。

(更生手続等が開始した場合の徴収の所轄庁の特例)

- 第44条 株式会社、協同組織金融機関(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号)第2条第2項に規定する協同組織金融機関をいう。以下

国税通則法

この項において同じ。)又は相互会社(同条第6項に規定する相互会社をいう。以下この項において同じ。)について更生手続又は企業担保権の実行手続の開始があつた場合には、当該会社、協同組織金融機関又は相互会社のの国税を徴収することができる国税局長、税務署長又は税関長は、更生手続又は企業担保権の実行手続が係属する地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税関長に対し、その徴収することができる国税の徴収の引継ぎをすることができる。

[《改正》平 10 法 107](#)

[《改正》平 12 法 092](#)

[《改正》平 14 法 155](#)

- 2 [前条](#)第4項の規定は、前項の規定により徴収の引継ぎがあつた場合について準用する。

(国税局長又は税関長が徴収する場合の謄替規定)

- 第 45 条** [第 43 条](#)第1項ただし書(税関長による徴収)の規定により税関長が徴収する場合若しくは[前条](#)第1項の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は[第 43 条](#)第3項(徴収の引継ぎ)若しくは[前条](#)第1項の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章([第 38 条](#)第3項(繰上保全差押)、[第 39 条](#)(強制換価の場合の消費税等の徴収の特例)及びこの節を除く。)の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、それぞれ「税関長」若しくは「税関」又は「国税局長」若しくは「国税局」とする。

[最初](#)

第4章 納税の猶予及び担保

第1節 [納税の猶予](#) (第 46 条～第 49 条)

第2節 [担保](#) (第 50 条～第 55 条)

[最初](#)・[第4章](#)

第1節 納税の猶予

(納税の猶予の要件等)

- 第 46 条** 税務署長([第 43 条](#)第1項ただし書若しくは第3項又は[第 44 条](#)第1項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。)は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損

失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から2月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限)から1年以内の期間(第3号に掲げる国税については、政令で定める期間)を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

- 次に掲げる国税の区分に応じ、それぞれ次に定める日以前に納税義務の成立した国税(消費税及び政令で定めるものを除く。)で、納期限(納税の告知がされていない源泉徴収等による国税については、その法定納期限)がその損失を受けた日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
 - イ 源泉徴収による国税並びに申告納税方式による消費税等(保税地域からの引取りに係るものにあつては、石油石炭税法(昭和 53 年法律第 25 号)[第 17 条](#)第3項(引取りに係る原油等についての石油石炭税の納付)の規定により納付すべき石油石炭税に限る。)、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税
その災害のやんだ日の属する月の末日
 - ロ イに掲げる国税以外の国税
その災害のやんだ日
 - その災害のやんだ日以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するものうちその申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
 - 予定納税に係る所得税その他政令で定める国税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するもの
- 【令】[第 13 条](#)・[第 14 条](#)・[第 15 条](#)
[《改正》平 11 法 010](#)
[《改正》平 15 法 008](#)
- 2 税務署長等は、次の各号の一に該当する事実がある場合(前項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。前項の規定による納税の猶予をした場合において、同項の災害を受けたことにより、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときも、また同様とする。
- 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったこと。
 - 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
 - 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。
 - 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
 - 前各号の一に該当する事実と類する事実があつたこと。

国税通則法

【令】第15条

3 税務署長は、次の各号に掲げる国税(延納に係る国税を除く。)の納税者につき、当該各号に掲げる税額に相当する国税を一時に納付することができない理由があると認められる場合には、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の納期限内にされたその者の申請(税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。)に基づき、その納期限から1年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

1. 申告納税方式による国税(その附帯税を含む。)その法定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額
2. 賦課課税方式による国税(その延滞税を含み、[第69条](#)(加算税の税目)に規定する加算税及び過怠税を除く。)その課税標準申告書の提出期限(当該申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の日)から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額
3. 源泉徴収による国税でその附帯税を含む。)その法定納期限から1年を経過した日以後に納税告知書の送達があつた場合における当該告知書に記載された納付すべき税額

【令】第15条

《改正》平11法010

- 4 前2項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額を適宜分割し、その分割した金額ごとに猶予期間を定めることを妨げない。
- 5 税務署長等は、第2項又は第3項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が50万円以下である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 6 税務署長等は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき滞納処分により差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。
- 7 税務署長等は、第2項又は第3項の規定により納税の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納税者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にそ

の者につきこれらの規定により納税の猶予をした期間とあわせて2年をこえることができない。

【令】第15条

(納税の猶予の通知等)

第47条 税務署長等は、[前条](#)の規定による納税の猶予(以下「納税の猶予」という。)をし、又はその猶予の期間を延長したときは、その旨、猶予に係る金額、猶予期間その他必要な事項を納税者に通知しなければならない。

2 税務署長等は、[前条](#)第2項から第3項まで又は第7項の申請がされた場合において、納税の猶予又はその猶予の延長を認めないときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

(納税の猶予の効果)

第48条 税務署長等は、納税の猶予をしたときは、その猶予期間内は、その猶予に係る金額に相当する国税につき、新たに督促及び滞納処分(交付要求を除く。)をすることができない。

2 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき既に滞納処分により差し押えた財産があるときは、その猶予を受けた者の申請に基づき、その差押えを解除することができる。

3 税務署長等は、納税の猶予をした場合において、その猶予に係る国税につき差し押えた財産のうち天然果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは国税徴収法[第72条](#)第1項(特許権等の差押手続)に規定する無体財産権等があるときは、第1項の規定にかかわらず、その取得した天然果実又は同条第1項に規定する第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものにつき滞納処分を執行し、その財産に係る同法[第129条](#)第1項(配当の原則)に規定する換価代金等をその猶予に係る国税に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、第1項の規定にかかわらず、当該金銭をその猶予に係る国税に充てることができる。

(納税の猶予の取消し)

第49条 納税の猶予を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、税務署長等は、その猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮することができる。

1. [第38条](#)第1項各号(繰上請求)の一に該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

国税通則法

2. [第46条](#)第4項(猶予税額の分納)の規定により分割した金額ごとに定められた猶予期間内にその金額に相当する国税を納付しないとき。
 3. その猶予に係る国税につき提供された担保について税務署長等が[第51条](#)第1項(担保の変更等)の規定によつてした命令に応じないとき。
 4. 前3号に掲げる場合を除き、その者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- 2 税務署長等は、前項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮する場合には、[第38条](#)第1項各号の一に該当する事実があるときを除き、あらかじめ、その猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。
- 3 税務署長等は、第1項の規定により納税の猶予を取り消し、又は猶予期間を短縮したときは、その旨を納税者に通知しなければならない。

最初・第4章

第2節 担保

(担保の種類)

第50条 国税に関する法律の規定により提供される担保の種類は、次に掲げるものとする。

1. 国債及び地方債
2. 社債(特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。)その他の有価証券で税務署長等(国税に関する法律の規定により国税庁長官又は国税局長が担保を徴するものとされている場合には、国税庁長官又は国税局長。以下この条及び[次条](#)において同じ。)が確実と認めるもの
3. 土地
4. 建物、立木及び登記される船舶並びに登録を受けた飛行機、回転翼航空機及び自動車並びに登録を受けた建設機械で、保険に附したのもの
5. 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
6. 税務署長等が確実と認める保証人の保証
7. 金銭

【令】[第16条](#)

(担保の変更等)

第51条 税務署長等は、国税につき担保の提供があつた場合において、その担保として提供された財産の価額又は保証人の資力の減少その他の理由によりその国税の納付を担保することができないと認めるときは、その担保を提供した者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為をすべきことを命ずることができる。

2 国税について担保を提供した者は、税務署長等の承認を受けて、その担保を変更することができる。

【令】[第17条](#)

3 国税の担保として金銭を提供した者は、政令で定めるところにより、その金銭をもつてその国税の納付に充てることができる。

【令】[第18条](#)

(担保の処分)

第52条 税務署長等は、担保の提供されている国税がその納期限([第38条](#)第2項(繰上請求)に規定する繰上げに係る期限及び納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限を含む。以下次条及び[第63条](#)第2項(延滞税の免除)において同じ。)までに完納されないとき、又は担保の提供がされている国税についての延納、納税の猶予若しくは徴収若しくは滞納処分に関する猶予を取り消したときは、その担保として提供された金銭をその国税に充て、若しくはその提供された金銭以外の財産を滞納処分の例により処分してその国税及び当該財産の処分費に充て、又は保証人にその国税を納付させる。

2 税務署長等は、前項の規定により保証人に同項の国税を納付させる場合には、政令で定めるところにより、その者に村し、納付させる金額、納付の期限、納付場所その他必要な事項を記載した納付通知書による告知をしなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対し、その旨を通知しなければならない。

【令】[第19条](#)

3 保証人がその国税を前項の納付の期限までに完納しない場合には、税務署長等は、第6項において準用する[第38条](#)第1項の規定により納付させる場合を除き、その者に対し、納付催告書によりその納付を督促しなければならない。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から50日以内に発するものとする。

4 第1項の場合において、担保として提供された金銭又は担保として提供された財産の処分の代金を同項の国税及び処分費に充ててなお不足があると認めるときは、税務署長等は、当該担保を提供した者の他の財産について滞納処分を執行し、また、保証人がその納付すべき金額を完納せず、かつ、当該担保を提供した者に対して滞

国税通則法

納処分を執行してもなお不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分を執行する。

- 前項の規定により保証人に対して滞納処分を執行する場合には、税務署長等は、同項の担保を提供した者の財産を換価に付した後でなければ、その保証人の財産を換価に付することができない。
- [第38条](#)第1項及び第2項、前節並びに[第55条](#)(納付委託)の規定は、保証人に第1項の国税を納付させる場合について準用する。

(国税庁長官等が徴した担保の処分)

第53条 国税庁長官又は国税局長は、国税に関する法律の規定により担保を徴した場合([第43条](#)第3項又は[第44条](#)第1項(徴収の引継ぎ)の規定により徴収の引継ぎを受けた国税局長がその引継ぎに係る国税につき担保を徴した場合を除く。)において、その担保の提供されている国税がその納期限までに完納されないときは、政令で定める税務署長にその担保として提供された財産の処分その他[前条](#)に規定する処分を行なわせるものとする。

【令】[第20条](#)

(担保の提供等に関する細目)

第54条 この法律に定めるもののほか、担保の提供の手続その他担保に関し必要な手続については、政令で定める。

(納付委託)

第55条 納税者が次に掲げる国税を納付するため、国税の納付に使用することができる証券以外の有価証券を提供して、その証券の取立てとその取り立てた金銭による当該国税の納付を委託しようとする場合には、税務署([第43条](#)第1項ただし書若しくは第3項又は[第44条](#)第1項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行なう場合には、その税関又は国税局。以下この条において同じ。)の当該職員は、その証券が最近において確実に取り立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額をあわせて提供しなければならない。

- 納税の猶予又は滞納処分に関する猶予に係る国税
- 納付の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する国税

- 前2号に掲げる国税のほか、滞納に係る国税で、その納付につき納税者が誠実な意思を有し、かつ、その納付の委託を受けることが国税の徴収上有利と認められるもの
- 税務署の当該職員は、前項の委託を受けたときは、納付受託証書を交付しなければならない。
- 第2項の委託があつた場合において、必要があるときは、税務署の当該職員は、确实と認める金融機関にその取立て及び納付の再委託をすることができる。
- 第1項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により同項第1号に掲げる国税につき国税に関する法律の規定による担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

[最初](#)

第5章 国税の還付及び還付加算金

(還付)

第56条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金又は国税に係る過誤納金(以下「還付金等」という。)があるときは、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

- 国税局長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長からその還付すべき還付金等について還付の引継ぎを受けることができる。

(充当)

第57条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等がある場合において、その還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつている国税があるときは、[前条](#)第1項の規定による還付に代えて、還付金等をその国税に充当しなければならない。この場合において、その国税のうちに延滞税又は利子税があるときは、その還付金等は、まず延滞税又は利子税の計算の基礎となる国税に充当しなければならない。

- 前項の規定による充当があつた場合には、政令で定める充当をするのに適することとなつた時に、その充当をした還付金等に相当する額の国税の納付があつたものとみなす。

【令】[第23条](#)

- 国税局長、税務署長又は税関長は、第1項の規定による充当をしたときは、その旨をその充当に係る国税を納付すべき者に通知しなければならない。

(還付加算金)

国税通則法

第58条 国税局長、税務署長又は税関長は、還付金等を還付し、又は充当する場合には、次の各号に掲げる還付金等の区分に従い当該各号に定める日の翌日からその還付のための支払決定の日又はその充当の日(同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間(他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間)の日数に応じ、その金額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付し、又は充当すべき金額に加算しなければならない。

1. 還付金及び次に掲げる過納金

当該還付金又は過納金に係る国税の納付があつた日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

イ 更正若しくは[第25条](#)(決定)の規定による決定又は賦課決定(以下「更正決定等」という。)により納付すべき税額が確定した国税(当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金(次号に掲げるものを除く。)

ロ 納税義務の成立と同時に特別の手續を要しないで納付すべき税額が確定する国税で納税の告知があつたもの(当該国税に係る延滞税を含む。)に係る過納金

ハ イ又はロに掲げる過納金に類する国税に係る過納金として政令で定めるもの

2. 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。)により納付すべき税額が減少した国税(当該国税に係る延滞税及び利子税を含む。)に係る過納金
その更正の請求があつた日の翌日から起算して3月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して1月を経過する日とのいずれか早い日(その日が当該国税の法定納期限前である場合には、当該法定納期限)

3. 前2号に掲げる過納金以外の国税に係る過誤納金
その過誤納となつた日として政令で定める日の翌日から起算して1月を経過する日

【令】[第24条](#)

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該各号に掲げる期間を同項に規定する期間から控除する。

1. 還付金等の請求権につき[民事執行法](#)(昭和54年法律第4号)の規定による差押命令が発せられたとき。
その差押命令の送達を受けた日の翌日から7日を経過した日までの期間

2. 還付金等の請求権につき仮差押えがされたとき。
その仮差押えがされている期間

3 2回以上の分割納付に係る国税につき過誤納が生じた場合には、その過誤納金については、その過誤納の金額に達するまで、納付の日の順序に従い最後に納付された金額から順次さかのぼつて求めた金額の過誤納からなるものとみなして、第1項の規定を適用する。

4 適法に納付された国税が、その適法な納付に影響を及ぼすことなくその納付すべき額を変更する法律の規定に基づき過納となつたときは、その過納金については、これを第1項第3号に掲げる過誤納金と、その過納となつた日を同号に掲げる日とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

5 申告納税方式による国税の納付があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づきその国税について更正(更正の請求に基づく更正を除く。)が行なわれたときは、その更正により過納となつた金額に相当する国税(その附帯税で当該更正に伴い過納となつたものを含む。)については、その更正があつた日の翌日から起算して1月を経過する日を第1項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

【令】[第24条](#)

(国税の予納額の還付の特例)

第59条 納税者は、次に掲げる国税として納付する旨を税務署長に申し出て納付した金額があるときは、その還付を請求することができない。

1. 納付すべき税額の確定した国税で、その納期が到来していないもの
2. 最近において納付すべき税額の確定することが確実にであると認められる国税

2 前項の規定に該当する納付があつた場合において、その納付に係る国税の全部又は一部につき国税に関する法律の改正その他の理由によりその納付の必要がないこととなつたときは、その時に国税に係る過誤納があつたものとみなして、前3条の規定を適用する。

[最初](#)

第6章 附帯税

第1節 [延滞税及び利子税](#) (第60条～第64条)

第2節 [加算税](#) (第65条～第69条)

[最初](#)・[第6章](#)

第1節 延滞税及び利子税

国税通則法

(延滞税)

第60条 納税者は、次の各号の一に該当するときは、延滞税を納付しなければならない。

1. 期限内申告書を提出した場合において、当該申告書の提出により納付すべき国税をその法定納期限までに完納しないとき。
2. 期限後申告書若しくは修正申告書を提出し、又は更正若しくは**第25条**(決定)の規定による決定を受けた場合において、**第35条**第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき国税があるとき。
3. 納税の告知を受けた場合において、当該告知により納付すべき国税(第5号に規定する国税、不納付加算税、重加算税及び過怠税を除く。)をその法定納期限後に納付するとき。
4. 予定納税に係る所得税をその法定納期限までに完納しないとき。
5. 源泉徴収による国税をその法定納期限までに完納しないとき。

《改正》平11法010

- 2 延滞税の額は、前項各号に規定する国税の法定納期限(純損失の繰戻し等による還付金額が過大であったことにより納付すべきこととなつた国税、輸入の許可を受けて保税地域から引き取られる物品に対する消費税等(石油石炭税法第17条第3項(引取りに係る原油等)についての石油石炭税の納付)の規定により納付すべき石油石炭税を除く。)その他政令で定める国税については、政令で定める日)の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の税額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、納期限(延滞の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が發せられた日。以下この項並びに**第63条**第1項、第4項及び第5項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限の翌日から2月を経過する日までの期間については、その未納の税額に年7.3パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

【令】**第25条**

《改正》平15法008

- 3 第1項の納税者は、延滞税をその額の計算の基礎となる国税にあわせて納付しなければならない。
- 4 延滞税は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

(延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例)

第61条 修正申告書(偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者が当該国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書を除く。)の

提出又は更正(偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた納税者についてされた当該国税に係る更正を除く。)があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、当該申告書の提出又は更正により納付すべき国税については、前条第2項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。

1. その申告又は更正に係る国税について期限内申告書が提出されている場合において、その法定申告期限から1年を経過する日以後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられたとき。
その法定申告期限から1年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられた日までの期間

2. その申告又は更正に係る国税について期限後申告書(還付金の還付を受けるための納税申告書で政令で定めるもの(以下「還付請求申告書」という。))を含む。以下この号において同じ。)が提出されている場合において、その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して1年を経過する日以後に当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられたとき。
その期限後申告書の提出があつた日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日から当該修正申告書が提出され、又は当該更正に係る更正通知書が發せられた日までの期間

【令】**第26条**

- 2 源泉徴収による国税で次の各号の一に該当するものについては、**前条**第2項に規定する期間から当該各号に掲げる期間を控除して、同項の規定を適用する。ただし、その国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて偽りその他不正の行為がある場合(第2号に掲げる国税については、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について**第36条**第1項(納税の告知)の規定による納税の告知があるべきことを予知して納付されたときに限る。)は、この限りでない。

1. 法定納期限から1年を経過する日以後に納税告知書が發せられた国税
その法定納期限から1年を経過する日の翌日から当該告知書が發せられた日までの期間
2. 前号に掲げるものを除き、法定納期限から1年を経過する日以後に納付された国税
その法定納期限から1年を経過する日の翌日から当該納付の日までの期間

《改正》平11法010

(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)

第62条 延滞税の額の計算の基準となる国税の一部が納付されたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞税の額の計算の基礎となる税額は、その納付された税額を控除した金額とする。

国税通則法

2 [第60条](#)第3項(延滞税の納付)の規定により延滞税をあわせて納付すべき場合において、納税者の納付した金額がその延滞税の額の計算の基礎となる国税の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる国税に充てられたものとする。

(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)

第63条 [第46条](#)第1項若しくは第2項第1号、第2号若しくは第5号(同項第1号又は第2号に該当する事実)に類する事実に係る部分に限る。) (災害等による納税の猶予)の規定による納税の猶予(以下この項において「災害等による納税の猶予」という。)若しくは国税徴収法[第153条](#)第1項(滞納処分の停止)の規定による滞納処分の執行の停止をした場合又は[第46条](#)第2項第3号、第4号若しくは第5号(同項第3号又は第4号に該当する事実)に類する事実に係る部分に限る。)若しくは第3項の規定による納税の猶予(以下この項において「事業の廃止等による納税の猶予」という。)若しくは同法[第151条](#)第1項(換価の猶予)の規定による換価の猶予をした場合には、その猶予又は停止をした国税に係る延滞税のうち、それぞれ、その災害等による納税の猶予若しくは当該執行の停止をした期間に対応する部分の金額に相当する金額又はその事業の廃止等による納税の猶予若しくは当該換価の猶予をした期間(当該国税の納期限の翌日から2月を経過する日後の期間に限る。)に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額は、免除する。ただし、[第49条](#)第1項(納税の猶予の取消し)(同法[第152条](#)(換価の猶予の取消し等)において準用する場合を含む。)又は同法[第154条](#)第1項(滞納処分の停止の取消し)の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、国税局長、税務署長又は税関長は、その免除をしないことができる。

2 [第11条](#)(期限の延長)の規定により国税の納期限を延長した場合には、その国税に係る延滞税のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

3 納税の猶予又は国税徴収法[第151条](#)第1項の規定による換価の猶予をした場合において、納税者が次の各号の一に該当するときは、国税局長、税務署長又は税関長は、その猶予をした国税に係る延滞税(前2項の規定による免除に係る部分を除く。以下この項において同

じ。)につき、猶予をした期間(当該国税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると国税局長、税務署長又は税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。)に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、免除することができる。

1. 納税者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した地方税若しくは公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。
2. 納税者の事業又は生活の状況によりその延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。
- 4 [第23条](#)第5項ただし書(更正の請求と国税の徴収との関係)その他の国税に関する法律の規定により国税の徴収を猶予した場合には、その猶予をした国税に係る延滞税につき、その猶予をした期間のうち当該国税の納期限の翌日から2月を経過する日後の期間(前2項の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額は、免除する。
- 5 国税局長、税務署長又は税関長は、滞納に係る国税の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをし、又は納付すべき税額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る国税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされている期間のうち、当該国税の納期限の翌日から2月を経過する日後の期間(前各項の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を限度として、免除することができる。
- 6 国税局長、税務署長又は税関長は、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する国税に係る延滞税(前各項の規定による免除に係る部分を除く。)につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

1. [第55条](#)第3項(納付委託)([第52条](#)第6項(保証人からの徴収)又は国税徴収法[第32条](#)第3項(第2次納税義務者からの徴収)において準用する場合を含む。)の規定による有価証券の取立て及び国税の納付の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該国税の納付をした場合(同日後にその納付があつたことにつき当該有価証券の取立てを委託した者の責め

国税通則法

に帰すべき事由がある場合を除く。)

同日の翌日からその納付があつた日までの期間

2. 納税貯蓄組合法(昭和26年法律第145号) [第6条](#)第1項(租税納付の委託)の規定による国税の納付の委託を受けた同法 [第2条](#)第2項(定義)に規定する指定金融機関(国税の収納をすることができるものを除く。)がその委託を受けた日後に当該国税の納付をした場合(同日後にその納付があつたことにつき納税者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。)

同日の翌日からその納付があつた日までの期間

3. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、国税を納付することができない事由が生じた場合
その事由が生じた日からその事由が消滅した日以後7日を経過した日までの期間

4. 前各号の一に該当する事実が生じた場合
政令で定める期間

【令】[第26条の2](#)
(利子税)

第64条 延納又は納税申告書の提出期限の延長に係る国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、当該国税にあわせて利子税を納付しなければならない。

- 2 利子税の額の計算の基礎となる期間は、[第60条](#)第2項(延滞税の額の計算)に規定する期間に算入しない。
- 3 [第60条](#)第4項(延滞税の属する税目)、[第62条](#)(一部納付が行なわれた場合の延滞税の額の計算等)並びに[前条](#)第2項及び第6項の規定は、利子税について準用する。

[最初・第6章](#)

第2節 加算税

(過少申告加算税)

第65条 期限内申告書(還付請求申告書を含む。第3項において同じ。)が提出された場合(期限後申告書が提出された場合において、[次条](#)第1項ただし書の規定の適用があるときを含む。)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき[第35条](#)第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する。

- 2 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積増差税額を加算した金額がその国税に係る期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超え

るときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する税額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額)に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 3 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 累積増差税額
第1項の修正申告又は更正前にされたその国税についての修正申告書の提出又は更正に基づき[第35条](#)第2項の規定により納付すべき税額の合計額(当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、次項の規定の適用があつたときは同項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)

2. 期限内申告税額
期限内申告書([次条](#)第1項ただし書の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。)の提出に基づき[第35条](#)第1項又は第2項の規定により納付すべき税額(これらの申告書に係る国税について、次に掲げる金額があるときは当該金額を加算した金額とし、所得税、法人税、相続税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは当該税額を控除した金額とする。)

- イ 所得税法[第95条](#)(外国税額控除)の規定による控除をされるべき金額、第1項の修正申告若しくは更正に係る同法[第120条](#)第1項第5号(確定申告書の記載事項)(同法[第166条](#)(非居住者に対する準用)において準用する場合を含む。)に規定する源泉徴収税額に相当する金額、同法[第120条](#)第2項(同法[第166条](#)において準用する場合を含む。)に規定する予納税額又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)[第2条](#)(所得税の軽減又は免除)の規定により軽減若しくは免除を受けた所得税の額

- ロ 法人税法[第2条](#)第41号(定義)に規定する中間納付額、同法[第42号](#)に規定する清算中の予納額、同法[第68条](#)(所得税額の控除)(同法[第144条](#)(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)、[第69条](#)(外国税額の控除)、[第81条の14](#)(連結事業年度における所得税額の控除)、[第81条の15](#)(連結事業年度における外国税額の控除)、[第82条の6](#)(特定信託に係る所得税額の控除)若しくは[第82条の7](#)(特定信託に係る外国税額の控除)の規定による控除をされるべき金額、同法[第90条](#)(退職年金等積立金に係る中間申告による納付)(同法[第145条の5](#)(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額)又は同法[第100条](#)(解散の場合の清算所得に対する法人税額からの所得税額の控除)の規定による控除をされるべき所得税の額

国税通則法

ハ 相続税法第20条の2(在外財産に対する相続税額の控除)、第21条の8(在外財産に対する贈与税額の控除)、第21条の15第3項及び第21条の16第4項(相続時精算課税に係る贈与税相当額の控除)の規定による控除をされるべき金額

ニ 消費税法第2条第1項第20号(定義)に規定する中間納付額

[《改正》平12法097](#)

[《改正》平13法006](#)

[《改正》平14法079](#)

[《改正》平15法008](#)

4 第1項又は第2項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちその修正申告又は更正前の税額(還付金の額に相当する税額を含む。)の計算の基礎とされていなかったことについて正当な理由があると認められるものがある場合には、これらの項に規定する納付すべき税額からその正当な理由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

【令】[第27条](#)

5 第1項の規定は、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、適用しない。

(無申告加算税)

第66条 次の各号の一に該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき[第35条](#)第2項(期限後申告等による納付)の規定により納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

1. 期限後申告書の提出又は[第25条](#)(決定)の規定による決定があつた場合
2. 期限後申告書の提出又は[第25条](#)の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合
- 2 [前条](#)第4項の規定は、前項第2号の場合について準用する。
- 3 期限後申告書又は第1項第2号の修正申告書の提出があつた場合において、その提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、その申告に基づき[第35条](#)第2項の規定により納付すべき税額に係る第1項の無申告加算税の額は、同項

の規定にかかわらず、当該納付すべき税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする。

(不納付加算税)

第67条 源泉徴収等による国税がその法定納期限までに完納されなかつた場合には、税務署長は、当該納税者から、[第36条](#)第1項第2号(源泉徴収による国税の納税の告知)の規定による納税の告知に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

[《改正》平11法010](#)

2 源泉徴収による国税が[第36条](#)第1項第2号の規定による納税の告知を受けることなくその法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないときは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額とする。

[《改正》平11法010](#)

(重加算税)

第68条 [第65条](#)第1項(過少申告加算税)の規定に該当する場合(同条第5項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

【令】[第27条の2](#)・[第28条](#)

国税通則法

2 **第66条**第1項(無申告加算税)の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条第3項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の40の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

【令】第28条

3 **前条**第1項の規定に該当する場合(同項ただし書又は同条第2項の規定の適用がある場合を除く。)において、納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかつたときは、税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺいし、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠ぺいし、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を徴収する。

【令】第28条

4 第1項又は第2項の規定は、消費税等(課税資産の譲渡等に係る消費税を除く。)については、適用しない。

(加算税の税目)

第69条 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税(以下「加算税」という。)は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

最初

第7章 国税の更正、決定、徴収、還付等の期間制限

第1節 [国税の更正、決定等の期間制限](#) (第70条～第71条)

第2節 [国税の徴収権の消滅時効](#) (第72条～第73条)

第3節 [還付金等の消滅時効](#) (第74条)

最初・第7章

第1節 国税の更正、決定等の期間制限

(国税の更正、決定等の期間制限)

第70条 次の各号に掲げる更正又は賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から3年を経過した日(同日前に期限後申告書の提出があつた場合には、同日とその提出があつた日から2年を経過した日とのいずれか遅い日)以後においては、することができない。

1. 更正(第3項の規定に該当するものを除く。)その更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る当該更正については、当該申告書を提出した日)
2. 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定
当該申告書の提出期限
- 2 前項各号に掲げる更正又は賦課決定で次に掲げるものは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期限又は日から5年を経過する日まで、することができる。

1. 納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定
2. 純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正又はこれらの金額があるものとする更正
3. 純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正
4. 前3号に掲げるものを除き、法定申告期限から3年を経過した日以後に期限後申告書の提出があつた国税についての更正

3 **第25条**(決定)の規定による決定又はその決定後にする更正は、その決定又は更正に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書の提出がない場合にする当該決定又は更正については、政令で定める日)から5年を経過した日以後においては、することができない。

【令】第29条

4 次の各号に掲げる国税に係る賦課決定は、当該各号に掲げる期限又は日から5年を経過した日以後においては、することができない。

1. 課税標準申告書の提出を要する国税で当該申告書の提出がなかつたもの
当該申告書の提出期限

国税通則法

2. 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税
その納税義務の成立の日
- 5 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税(当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。)についての更正決定等又は偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等の金額(当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額)についての更正は、前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、当該各号に掲げる期限又は日から7年を経過する日まですることができる。

1. 更正又は決定
その更正又は決定に係る国税の法定申告期限(還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日)
2. 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定
当該申告書の提出期限
3. 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定
その納税義務の成立の日
(*国税の更正、決定等の期間制限の特例*)

第71条 更正決定等で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる期間の満了する日が**前条**の規定により更正決定等を行うことができる期間の満了する日後に到来する場合には、**前条**の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においても、することができる。

1. 更正決定等に係る不服申立て若しくは訴えについての裁決、決定若しくは判決(以下この号において「裁決等」という。)による原処分の変動又は更正の請求に基づく更正に伴って課税標準等又は税額等に異動を生ずべき国税(当該裁決等又は更正に係る国税の属する税目に属するものに限る。)で当該裁決等又は更正を受けた者に係るものについての更正決定等
当該裁決等又は更正があつた日から6月間
2. 申告納税方式による国税につき、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しすべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更正(**前条**第2項第1号又は第2号の規定に該当するものに限る。)又は当該更正に伴い当該国税に係る加算税についてする賦課決定
当該理由が生じた日から3年間

【令】第30条

- 2 前項第1号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分割等(分割、現物出資又は法人税法**第2条**第12号の6(定義)に規定する事後設立をいう。以下この項において同じ。)に係る分割法人等(同条第12号の2に規定する分割法人、同条第12号の4に規定する現物出資法人又は同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この項において同じ。)である場合には当該分割等に係る分割承継法人等(同条第12号の3に規定する分割承継法人、同条第12号の5に規定する被現物出資法人又は同条第12号の7に規定する被事後設立法人をいう。以下この項において同じ。)を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には、当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同条第12号の7の2に規定する連結親法人(以下この項において「連結親法人」という。)である場合には当該連結親法人に係る同条第12号の7の3に規定する連結子法人(以下この項において「連結子法人」という。)を含むものとし、当該受けた者が連結子法人である場合には当該連結子法人に係る連結親法人を含むものとする。

[《追加》平13法006](#)

[《改正》平14法079](#)

[最初・第7章](#)

第2節 国税の徴収権の消滅時効

(*国税の徴収権の消滅時効*)

- 第72条** 国税の徴収を目的とする国の権利(以下この節において「国税の徴収権」という。)は、その国税の法定納期限(**前条**第1項第1号に掲げる更正決定等により納付すべきものについては、同号に規定する裁決等又は更正があつた日とし、還付請求書に係る還付金の額に相当する税額が過大であることにより納付すべきもの及び国税の滞納処分費については、これらにつき徴収権を行使することができる日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。[次条](#)第3項において同じ。)から5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

[《改正》平14法079](#)

- 2 国税の徴収権の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。
- 3 国税の徴収権の時効については、この節に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。

国税通則法

(時効の中断及び停止)

第73条 国税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に掲げる期間を経過した時から更に進行する。

1. 更正又は決定
その更正又は決定により納付すべき国税の[第35条](#)第2項第2号(更正又は決定による納付)の規定による納期限までの期間
 2. 過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税([第68条](#)第1項又は第2項(申告納税方式による国税の重加算税)の規定によるものに限る。)に係る賦課決定
その賦課決定により納付すべきこれらの国税の[第35条](#)第3項の規定による納期限までの期間
 3. 納税に関する告知
その告知に指定された納付に関する期限までの期間
 4. 督促
督促状又は督促のための納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日(同日前に国税徴収法[第47条](#)第2項(繰上差押)の規定により差押えがされた場合には、そのされた日)までの期間
 5. 交付要求
その交付要求がされている期間(国税徴収法[第82条](#)第2項(交付要求)の通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。)
- 2 前項第5号の規定により時効が中断された場合には、その交付要求に係る強制換価手続が取り消されたときにおいても、その時効中断の効力は、失われぬ。
- 3 国税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税に係るもの時効は、当該国税の法定納期限から2年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後2年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる行為又は処分があった場合においては当該各号に掲げる行為又は処分の区分に応じ当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該各号に掲げる日の翌日から、当該法定納期限までに当該行為又は処分があつた場合においては当該行為又は処分に係る部分の国税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。
1. 納税申告書の提出
当該申告書が提出された日
 2. 更正決定等(加算税に係る賦課決定を除く。)
当該更正決定等に係る更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日
 3. 納税に関する告知(賦課決定通知書が発せられた国税に係るものを除く。)
当該告知に係る納税告知書が果せられた日(当該告知が当該告知書の送達に代え、口頭でされた場合には、当該告知がされた日)

4. 納税の告知を受けることなくされた源泉徴収による国税の納付
当該納付の日
[《改正》平11法010](#)
- 4 国税の徴収権の時効は、延納、納税の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る部分の国税(当該部分の国税にあわせて納付すべき延滞税及び利子税を含む。)につき、その延納又は猶予がされている期間内は、進行しない。
- 5 国税(附帯税、過怠税及び国税の滞納処分費を除く。)についての国税の徴収権の時効が中断し、又は当該国税が納付されたときは、その中断し、又は納付された部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徴収権につき、その時効が中断する。

[最初・第7章](#)

第3節 還付金等の消滅時効

(還付金等の消滅時効)

第74条 還付金等に係る国に対する請求権は、その請求をすることができる日から5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

- 2 [第72条](#)第2項及び第3項(国税の徴収権の消滅時効の絶対的効力等)の規定は、前項の場合について準用する。

[最初](#)

第7章の2 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

- 第74条の2** 行政手続法(平成5年法律第88号)[第3条](#)第1項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる処分その他公権力の行使に当たる行為([酒税法](#)(昭和28年法律第6号)第2章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものを除く。)については、行政手続法[第2章](#)(申請に対する処分)及び[第3章](#)(不利益処分)の規定は、適用しない。
- 2 行政手続法[第3条](#)第1項、[第4条](#)第1項及び[第35条](#)第3項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づく納税義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同法[第2条](#)第6号(定義)に規定する行政指導をいい、[酒税法](#)第2章及び[酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律](#)(昭和28年法律第7号)に定める事項に関するものを除く。)については、行政手続法[第35条](#)

国税通則法

第2項(行政指導に係る書面の交付)及び第36条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

- 3 国税に関する法律に基づき国の機関以外の者が提出先とされている届出(行政手続法第2条第7号に規定する届出をいう。)については、同法第37条(届出)の規定は、適用しない。

最初

第8章 不服審査及び訴訟

第1節 不服審査 (第75条～第113条)

第2節 訴訟 (第114条～第116条)

最初・第8章

第1節 不服審査

第1款 総則 (第75条～第80条)

第2款 異議申立て (第81条～第86条)

第3款 審査請求 (第87条～第103条)

第4款 雑則 (第104条～第113条)

最初・第8章・第1節

第1款 総則

(国税に関する処分についての不服申立て)

第75条 国税に関する法律に基づく処分次第の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる。

1. 税務署長がした処分(次項に規定する処分を除く。)その処分をした税務署長に対する異議申立て
 2. 国税局長がした処分
次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て
イ その処分をした国税局長に対する異議申立て
ロ 国税不服審判所長に対する審査請求
 3. 国税庁長官がした処分
国税庁長官に対する異議申立て
 4. 税関長がした処分
その処分をした税関長に対する異議申立て
 5. 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分
国税不服審判所長に対する審査請求
- 2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分次第の処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職

員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に掲げる行政機関の長がその処分をしたものとみなして、当該行政機関の長に対して異議申立てをすることができる。

1. 国税局の当該職員
その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長
2. 国税庁の当該職員
国税庁長官
3. 第1項第1号、第2号イ若しくは第4号又は前項第1号の規定による異議申立て(法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。第5項において同じ。)についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。
4. 第1項第1号若しくは第4号又は第2項第1号の規定により異議申立てをすることができる者は、次の各号の一に該当するときは、その選択により、異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。
 1. 所得税法若しくは法人税法に規定する青色申告書又は同法第130条第1項(青色申告書等に係る更正)に規定する連結確定申告書等に係る更正(その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。)に不服があるとき。
 2. その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による教示をしなかつたとき。
 3. その他異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき。
《改正》平14法079
5. 第1項第1号、第2号イ若しくは第4号又は第2項第1号の規定による異議申立てをしている者は、異議申立てをした日の翌日から起算して3月を経過しても異議申立てについての決定がないときは、当該異議申立てに係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。
6. 国税に関する法律に基づく処分次第の各号に掲げるものに不服がある場合には、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税関の長がその処分をしたものとみなして、第1項の規定を適用する。
(不服申立てができない処分)

国税通則法

第76条 次に掲げる処分は、[前条](#)の国税に関する法律に基づく処分に含まれないものとする。

1. この節又は行政不服審査法の規定による処分その他[前条](#)の規定による不服申立て([第80条](#)第2項(行政不服審査法との関係)を除き、以下「不服申立て」という。)についてした処分
2. 行政不服審査法[第4条](#)第1項第7号(国税犯則取締法等に基づく処分)に掲げる処分
(不服申立期間)

第77条 不服申立て([第75条](#)第3項及び第5項(異議申立て後にする審査請求)の規定による審査請求を除く。第4項において同じ。)は、処分があつたことを知った日(処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して2月以内にしなければならない。

2 [第75条](#)第3項の規定による審査請求は、[第84条](#)第3項(異議決定の手續)の規定による異議決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月以内にしなければならない。

3 天災その他前2項の期間内に不服申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、不服申立ては、これらの規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にすることができる。

4 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

5 [第22条](#)(郵送等に係る納税申告書の提出時期)の規定は、[第82条](#)第1項(税務署長経由による異議申立て)又は[第87条](#)第2項(審査請求書の記載事項)に規定する異議申立書又は審査請求書について準用する。

[《改正》平14法100](#)

6 国税に関する法律に基づく処分をした者が誤つて法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたときは、当該不服申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。

(国税不服審判所)

第78条 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行なう機関とする。

2 国税不服審判所の長は、国税不服審判所長とし、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて、任命する。

[《改正》平11法102](#)

3 国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に支部を置く。

4 前項の各支部に勤務する国税審判官のうち1人を首席国税審判官とする。首席国税審判官は、当該支部の事務を総括する。

5 国税不服審判所の組織及び運営に関し必要な事項は政令で、支部の名称及び位置は財務省令で定める。

[《改正》平11法102](#)

(国税審判官等)

第79条 国税不服審判所に国税審判官及び国税副審判官を置く。

2 国税審判官は、国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査及び審理を行ない、国税副審判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整理する。

3 国税副審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、国税審判官の職務を行なうことができる。ただし、この法律において担当審判官の職務とされているものについては、この限りでない。

4 国税審判官の資格は、政令で定める。

(行政不服審査法との関係)

第80条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法([第2章第1節](#)から[第3節](#)まで(不服申立てに係る手続を除く。))の定めるところによる。

2 酒税法第2章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法の定めるところによるものとし、この節の規定は、適用しない。

[最初・第8章・第8節](#)

第2款 異議申立て

(異議申立書の記載事項等)

第81条 異議申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

1. 異議申立てに係る処分
2. 異議申立てに係る処分があつたことを知った年月日(当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日)
3. 異議申立ての趣旨及び理由
4. 異議申立ての年月日
- 2** 異議申立てがされている税務署長その他の行政機関の長(以下「異議審理庁」という。)は、異議申立てが国税に

国税通則法

関する法律の規定に従っていないもので補正することができるものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、異議審理庁は、職権で補正することができる。

- 3 異議申立人は、前項の補正を求められた場合には、その異議申立てに係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面に押印することによつても、これを行うことができる。

(税務署長経由による異議申立て)

第 82 条 第 75 条第2項(国税局又は国税庁の職員の所在に係る処分についての異議申立て)の規定による異議申立ては、当該異議申立てに係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合においては、当該税務署長に**前条**第1項の書面(以下「異議申立書」という。)を提出してするものとする。

- 2 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、異議申立書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長又は国税庁長官に送付しなければならない。
- 3 第1項の場合における異議申立期間の計算については、同項の税務署長に異議申立書が提出された時に異議申立てがされたものとみなす。

(決定)

第 83 条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

- 2 異議申立てが理由がないときは、異議審理庁は、決定で、当該申立てを棄却する。
- 3 異議申立てが理由があるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てに係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することはできない。

(決定の手続等)

第 84 条 異議審理庁は、異議申立人から申立てがあつたときは、異議申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、異議申立人は、異議審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、その行政機関の職員に前項の規定による異議申立人の意見の陳述をきかせることができる。

3 異議申立てについての決定は、異議審理庁が異議申立人(当該異議申立てが処分の相手方以外の者のしたものである場合における**前条**第3項の規定による決定にあつては、異議申立人及び処分の相手方)に異議決定書の謄本を送達して行なう。

4 異議決定書には、決定の理由を附記し、異議審理庁が記名押印をしなければならない。

5 異議申立てについての決定で当該異議申立てに係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければならない。

6 異議審理庁は、審査請求をすることができる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議決定書に、当該処分につき国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

(納税地異動の場合における異議申立先等)

第 85 条 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長又は国税局長(以下この条及び次条において「税務署長等」という。)の処分(国税の徴収に関する処分及び滞納処分(その例による処分を含む。)を除く。以下この条及び**次条**第1項において同じ。)があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の特における納税地を所轄する税務署長等と当該処分について**第 75 条**第1項第1号若しくは第2号イ又は第2項第1号(税務署長等の処分についての異議申立て)の規定による異議申立てをする際における納税地(以下この条において「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、その異議申立ては、これらの規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長等に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長等がしたものとみなす。

2 前項の規定による異議申立てをする者は、異議申立書にその処分に係る税務署又は国税局の名称を附記しなければならない。

国税通則法

- 3 第1項の場合において、異議申立書がその処分による税務署長等に提出されたときは、当該税務署長等は、その異議申立書を受領することができる。この場合においては、その異議申立書は、現在の納税地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなす。
- 4 前項の異議申立書を受領した税務署長等は、その異議申立書を現在の納税地を所轄する税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

(異議申立事件の決定機関の特例)

- 第86条** 所得税、法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長等の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長等と異動後の納税地を所持する税務署長等とが異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長等は、異議申立人の申立てにより、又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長等に移送することができる。
- 2 前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があつたときは、その移送を受けた税務署長等にはじめから異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長等がその異議申立てについての決定を行なう。
 - 3 第1項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長等は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件(以下「異議申立書等」という。)をその移送を受けた税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

[最初・第8章・第8節](#)

第3款 審査請求

(審査請求書の記載事項等)

- 第87条** 審査請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
1. 審査請求に係る処分
 2. 審査請求に係る処分があつたことを知った年月日(当該処分に係る通知を受けた場合にはその通知を受けた年月日とし、異議申立てについての決定を経た後の処分について審査請求をする場合には異議決定書の謄本の送達を受けた年月日とする。)
 3. 審査請求の趣旨及び理由
 4. 審査請求の年月日

- 2 前項の書面(以下「審査請求書」という。)には、同項に規定する事項のほか、[第75条](#)第4項第3号(特別な場合の審査請求)の規定により異議申立てをしないで審査請求をする場合には同号に規定する正当な理由を、同条第5項の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には異議申立てをした年月日を記載しなければならない。

【令】[第32条](#)

【則】[第2条](#)

- 3 第1項第3号に規定する趣旨は、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記載するものとし、同号に規定する理由においては、処分に係る通知書その他の書面により通知されている処分の理由に対する審査請求人の主張が明らかにされていなければならないものとする。
- 4 審査請求書は、正副2通を提出しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号。第93条第4項において「情報通信技術利用法」という。)第3条第1項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書の正副2通が提出されたものとみなす。

《追加》[平14法152](#)

- 6 前項の審査請求に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第93条第5項において同じ。)については、審査請求書の正本又は副本とみなして、第88条第2項(処分庁経由による審査請求)及び第93条第1項(答弁書の提出等)の規定を適用する。

《追加》[平14法152](#)

(処分庁経由による審査請求)

- 第88条** 審査請求は、審査請求に係る処分(当該処分に係る異議申立てについての決定を含む。)をした行政機関の長を経由してすることもできる。この場合においては、当該行政機関の長に審査請求書を提出してするものとする。
- 2 前項の場合には、同項の行政機関の長は、直ちに、審査請求書の正本を国税不服審判所長に送付しなければならない。

国税通則法

- 3 第1項の場合における審査請求期間の計算については、同項の行政機関の長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

(合意によるみなす審査請求)

- 第89条** 税務署長、国税局長又は税関長に対して異議申立てがされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税関長がその異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認めてその旨を異議申立人に通知し、かつ、当該異議申立人がこれに同意したときは、その同意があった日に、国税不服審査所長に対し、審査請求がされたものとみなす。

- 2 前項の通知に係る書面には、異議申立てに係る処分理由が当該処分に係る通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分理由を附記しなければならない。

- 3 第1項の規定に該当するときは、同項に規定する異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。この場合においては、その送付された異議申立書は、審査請求書とみなす。

(他の審査請求に伴うみなす審査請求)

- 第90条** 更正決定等(源泉徴収による国税に係る納税の告知を含む。以下この条、[第104条](#)(併合審理等)及び[第115条](#)第1項第2号(不服申立ての前置等)において同じ。)について審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等(その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、[第104条](#)及び[第115条](#)第1項第2号において同じ。)についてされた他の更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされたときは、当該異議申立てがされた税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

《改正》平11法010

- 2 更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等について審査請求がされたときは、当該異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送

付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

- 3 前2項の規定により異議申立書等が国税不服審判所長に送付された場合には、その送付がされた日に、国税不服審判所長に対し、当該異議申立てに係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

- 4 [前条](#)第2項の規定は第1項又は第2項の通知に係る書面について、同条第3項後段の規定は前項の場合について準用する。

(補正)

- 第91条** 国税不服審判所長は、審査請求が国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができるものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、国税不服審判所長は、職権で補正することができる。

- 2 審査請求人は、前項の補正を求められた場合には、国税不服審判所に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を国税不服審判所の職員が録取した書面に押印することによつても、これを行うことができる。

(却下)

- 第92条** 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を却下する。

(答弁書の提出等)

- 第93条** 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求が[前条](#)の規定により却下すべきものであるときを除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長([第75条](#)第2項第1号(国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という。)から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書の副本を原処分庁に送付するものとする。

- 2 答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。

- 3 答弁書は、正副2通を提出しなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第3条第1項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁書が

国税通則法

提出された場合には、答弁書の正副2通が提出されたものとみなす。

[《追加》平 14 法 152](#)

- 5 前項の答弁書に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、次項の規定を適用する。

[《追加》平 14 法 152](#)

- 6 原処分庁から答弁書が提出されたときは、国税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

(担当審判官等の指定)

- 第 94 条** 国税不服審判所長は、答弁書が提出されたときは、審査請求に係る事件の調査及び審理を行なわせるため、担当審判官1名及び参加審判官2名以上を指定する。

【令】第 33 条

(証拠書類等の提出)

- 第 95 条** 審査請求人は、[第 93 条](#)第4項(答弁書の送付)の規定により送付された答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)

- 第 96 条** 原処分庁は、処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を担当審判官に提出することができる。

- 2 審査請求人は、担当審判官に対し、原処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

- 3 担当審判官は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理のための質問、検査等)

- 第 97 条** 担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

1. 審査請求人若しくは原処分庁(以下「審査請求人等」という。)又は関係人その他の参考人に質問すること。
2. 前号に規定する者の帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

3. 第1号に規定する者の帳簿書類その他の物件を検査すること。

4. 鑑定人に鑑定させること。

[《改正》平 13 法 129](#)

- 2 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、担当審判官の嘱託により、又はその命を受け、前項第1号又は第3号に掲げる行為をすることができる。

- 3 国税審判官、国税副審判官その他の国税不服審判所の職員は、第1項第1号及び第3号に掲げる行為をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 4 国税不服審判所長は、審査請求人等(審査請求人と特別な関係がある者で政令で定めるものを含む。)が、正当な理由がなく、第1項第1号から第3号まで又は第2項の規定による質問、提出要求又は検査に応じないため審査請求人等の主張の全部又は一部についてその基礎を明らかにすることが著しく困難になつた場合には、その部分に係る審査請求人等の主張を採用しないことができる。

【令】第 34 条

- 5 第1項又は第2項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(裁決)

- 第 98 条** 審査請求が理由がないときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

- 2 審査請求が理由があるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

- 3 国税不服審判所長は、前2項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならない。

【令】第 35 条

(国税庁長官の指示等)

- 第 99 条** 国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係る処分を行なう際における法令の解釈の重要な先例となると認められる裁決をするときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出なければならない。

- 2 国税庁長官は、前項の申出があつた場合において、国税不服審判所長に対し指示をするときは、国税不服審

国税通則法

判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除き、国税審議会の議決に基づいてこれをしなければならない。

[《改正》平 11 法 160](#)

第 100 条 削除

[《削除》平 11 法 102](#)

(異議申立てに関する規定の準用等)

第 101 条 [第 84 条](#) 第 1 項から第 5 項まで(決定の手續等の規定は、審査請求の審理及び裁決について準用する。この場合において、同条第 1 項及び第 2 項中「異議審理庁」とあるのは担当審判官と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、同条第 3 項及び第 4 項中「異議審理庁」とあるのは「国税不服審判所長」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、「前条第 3 項の規定による決定」とあるのは「[第 98 条](#) 第 2 項(裁決)の規定による裁決」と、「異議決定書」とあるのは「裁決書」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 国税不服審判所長は、前項において準用する[第 84 条](#) 第 3 項の規定により裁決書の謄本を審査請求人に送達するときは、原処分庁([第 75 条](#) 第 2 項第 1 号(国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む。)にもこれを送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

第 102 条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請若しくは請求に基づいてした処分が手續の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、あらためて申請又は請求に対する処分をしなければならない。

3 国税に関する法律に基づいて公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 国税に関する法律に基づいて処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、

当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の変換)

第 103 条 国税不服審判所長は、裁決をしたときは、すみやかに、[第 95 条](#) (証拠書類等の提出) ([第 109 条](#) 第 5 項(参加人についての準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び[第 97 条](#) 第 1 項第 2 号(審理のための質問、検査等)の規定による提出要求に応じて提出された帳簿書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

[最初・第 8 章・第 8 節](#)

第 4 款 雑 則

(併合審理等)

第 104 条 異議審理庁又は国税不服審判所長(以下「国税不服審判所長等」という。)は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てを併合し、又は併合された数個の不服申立てを分離することができる。

2 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税不服審判所長等は、前項の規定によるもののほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

3 前項の規定の適用がある場合には、国税不服審判所長等は、当該不服申立てについての決定又は裁決において当該他の更正決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前 2 項の規定は、更正の請求に対する処分について不服申立てがされている場合において、当該更正の請求に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正又は決定があるときについて準用する。

(不服申立てと国税の徴収との関係)

第 105 条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手續の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下この条において同じ。)による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人(不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人

国税通則法

及び処分の相手方)から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

- 異議審理庁は、必要があると認めるときは、異議申立人の申立てにより、又は職権で、異議申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができる。

【令】第37条

- 異議審理庁は、異議申立人が、担保を提供して、異議申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができる。

【令】第37条

- 国税不服審判所長は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、[第43条](#)及び[第44条](#)(徴収の所轄庁)の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長(以下この条において「徴収の所轄庁」という。)の意見をきいたうえ、当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができる。
- 国税不服審判所長は、審査請求人が、徴収の所轄庁に担保を提供して、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、徴収の所轄庁に対し、その差押えをしないこと又はその差押えを解除することを求めることができる。

【令】第37条

- 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長から前2項の規定により徴収の猶予等又は差押えの解除等を求められたときは、審査請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならない。
- [第49条](#)第1項第1号及び第3号、第2項並びに第3項(納税の猶予の取消し)の規定は、第2項、第3項又は前項の規定に基づく処分の取消しについて準用する。この場

合において、同項の規定による処分の取消しについて同条第1項の規定を準用するときは、同項中「税務署長等は」とあるのは、「徴収の所轄庁は、国税不服審判所長の同意を得て」と読み替えるものとする。

(不服申立人の地位の承継)

- 第106条** 不服申立人が死亡したときは、相続人(民法[第951条](#)(相続財産法人)の規定の適用がある場合には、同条の法人)は、不服申立人の地位を承継する。

- 不服申立人について合併又は分割(不服申立ての目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。)があつたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該権利を承継した法人は、不服申立人の地位を承継する。不服申立人である人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した法人についても、また同様とする。

《改正》平13法006

- 前2項の場合において、不服申立人の地位を承継した者は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添附しなければならない。

《改正》平13法006

- 不服申立ての目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、国税不服審判所長等の許可を得て、不服申立人の地位を承継することができる。

(代理人)

- 第107条** 不服申立人は、弁護士、税理士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

- 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

- 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。前項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

- 代理人がその権限を失つたときは、不服申立人は、書面でその旨を国税不服審判所長に届け出なければならない。

(総代)

- 第108条** 多数人が共同して不服申立てをするときは、3人をこえない総代を互選することができる。

国税通則法

- 2 共同不服申立人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、国税不服審判所長等は、総代の互選を命ずることができる。
 - 3 総代は、各自、他の共同不服申立人のために、不服申立ての取下げを除き、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。
 - 4 総代が選任されたときは、共同不服申立人は、総代を通してのみ前項の行為をすることができる。
 - 5 共同不服申立人に対する国税不服審判所長等(担当審判官を含む。)の通知その他の行為は、2人以上の総代が選任されている場合においても、1人の総代に対してすれば足りる。
 - 6 共同不服申立人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。
 - 7 [前条](#)第3項前段及び第4項の規定は、総代について準用する。
(参加人)
- 第109条** 利害関係人は、国税不服審判所長等の許可を得て、参加人として不服申立てに参加することができる。
- 2 国税不服審判所長等は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として不服申立てに参加することを求めることができる。
 - 3 国税不服審判所長等は、不服申立てについての決定又は裁決をした場合には、異議決定書又は裁決書の謄本を参加人に送付しなければならない。
 - 4 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、参加人の申立てにより[第97条](#)第1項(審理のための質問、検査等)の行為をすることができる。
 - 5 [第84条](#)第1項及び第2項(口頭による陳述)([第101条](#)第1項(異議申立てに関する規定の準用)において準用する場合を含む。)並びに[第96条](#)第2項及び第3項(原処分庁から提出された物件の閲覧)の規定は参加人について、[第95条](#)(証拠書類等の提出)の規定は参加人による証拠書類又は証拠物の提出について準用する。
(不服申立ての取下げ)
- 第110条** 不服申立人は、不服申立てについての決定又は裁決があるまでは、いつでも、書面により当該不服申立てを取り下げることができる。
- 2 [第75条](#)第5項(異議決定を経ない審査請求)の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区

分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

1. 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合
当該審査請求
2. 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合
その部分についての審査請求
3. その他の場合
その決定を経ないで当該審査請求がされた異議申立て(教示)

第111条 異議審理庁は、異議申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても当該異議申立てが係属しているときは、当該異議申立てに係る処分が審査請求をすることができないものである場合を除き、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができる旨を書面でその異議申立人に教示しなければならない。

2 [第89条](#)第2項(処分の理由の附記)の規定は、前項の教示に係る書面について準用する。

(誤った教示をした場合の救済)

第112条 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合において、その教示された行政機関に対し教示された不服申立てがされたときは、[第75条](#)第4項第2号(教示をしなかつた場合の審査請求)の規定により審査請求がされた場合を除き、当該行政機関は、すみやかに異議申立書又は審査請求書を異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を不服申立人に通知しなければならない。

2 前項の規定により異議申立書又は審査請求書が異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付されたときは、はじめから異議申立てをすべき行政機関に異議申立てがされ、又は国税不服審判所長に審査請求がされたものとみなす。

(主席審判官への権限の委任)

第113条 この法律に基づく国税不服審判所長の権限は、政令で定めるところにより、その一部を主席国税審判官に委任することができる。

[最初・第8章](#)

第2節 訴訟

国税通則法

(行政事件訴訟法との関係)

第114条 国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、[行政事件訴訟法](#)(昭和37年法律第139号)その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

(不服申立ての前置等)

第115条 国税に関する法律に基づく処分([第80条](#)第2項(行政不服審査法との関係)に規定する処分を除く。以下この節において同じ。)で、不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分(審査請求をすることもできるもの(異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。))を除く。)にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

1. 異議申立て(国税庁長官に対してされたものに限る。)又は審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても決定又は裁決がないとき。
 2. 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当選更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 3. 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 2** 国税に関する法律に基づく処分についてされた異議申立て又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その異議決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

(原告が行うべき証拠の申出)

第116条 国税に関する法律に基づく処分(更正決定等及び納税の告知に限る。以下この項において「課税処分」という。)に係る行政事件訴訟法[第3条](#)第2項(処分の取消しの訴え)に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につき課税処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者となつた税務署長又は税関長が当該課税

処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

- 2** 前項の訴えを提起した者が同項の規定に違反して行った、主張又は証拠の申出は、民事訴訟法(平成8年法律第109号)[第157条](#)第1項(時機に後れた攻撃防御方法の却下)の規定の適用に関しては、同項に規定する時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法とみなす。

[最初](#)

第9章 雑則

(納税管理人)

第117条 個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所(事務所及び事業所を除く。)を有せず、若しくは有しないこととなる場合又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理させるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するものの中から納税管理人を定めなければならない。

- 2** 納税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長(保税地域からの引取りに係る消費税等に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めたときは、当該消費税等の納税地を所轄する税関長)にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、また同様とする。

【令】[第39条](#)

《改正》[平15法011](#)

(国税の課税標準の端数計算等)

第118条 国税(印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。)の課税標準(その税率の適用上課税標準から控除する金額があるときは、これを控除した金額。以下この条において同じ。)を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未

国税通則法

満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 政令で定める国税の課税標準については、前項の規定にかかわらず、その課税標準に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

【令】第40条

- 3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に1万円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(国税の確定金額の端数計算等)

- 第119条 国税(自動車重量税、印紙税及び附帯税を除く。以下この条において同じ。)の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 2 政令で定める国税の確定金額については、前項の規定にかかわらず、その確定金額に1円未満の端数があるとき、又はその全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 3 国税の確定金額を、2以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合において、その納付の期限ごとの分割金額に千円未満(前項に規定する国税に係るものについては、1円未満)の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納付の期限に係る分割金額に合算するものとする。
- 4 附帯税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満(加算税に係るものについては、5千円未満)であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(還付金等の端数計算等)

- 第120条 還付金等の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 2 還付金等の額が1円未満であるときは、その額を1円として計算する。
- 3 還付加算金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 4 還付加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる還付金等の額に1万円未満の端数があるとき、

又はその還付金等の額の全額が1万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(供託)

- 第121条 民法第494条(供託による免責)並びに第495条第1項及び第3項(供託の方法)の規定は、国税に関する法律の規定により納税者その他の者に金銭その他の物件を交付し、又は引き渡すべき場合について準用する。

(国税に関する相殺)

- 第122条 国税と国に対する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金等に係る債権と国に対する債権で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(納税証明書の交付等)

- 第123条 国税局長、税務署長又は税関長は、国税に関する事項のうち納付すべき税額その他政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

【令】第41条

- 2 前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められる手数料を納付しなければならない。

【令】第41条

(書類提出者の氏名及び住所の記載等)

- 第124条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名(法人については、名称。以下この項において同じ。)及び住所又は居所を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人(代理の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。)によつて当該書類を提出するとき、又は不服申立人が総代を通じて当該書類を提出するときは、その代表者(人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。)、納税管理人若しくは代理人又は総代の氏名及び住所又は居所をあわせて記載しなければならない。
- 2 前項に規定する書類には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者が押印しなければならない。

国税通則法

1. 当該書類を提出する者が法人である場合
当該法人の代表者
2. 納税管理人又は代理人によつて当該書類を提出する場合
当該納税管理人又は代理人
3. 不服申立人が総代を通じて当該書類を提出する場合
当該総代
4. 前3号に掲げる場合以外の場合
当該書類を提出する者
(政令への委任)

第 125 条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による通知に係る事項及び納税の猶予に関する申請の手続その他のこの法律の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

[【令】](#)
[最初](#)

第 10 章 罰 則

第 126 条 [第 97 条](#) 第 1 項 第 1 号 若しくは 第 2 項 (審理のための質問、検査等) の規定による質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条第 1 項 第 3 号 若しくは 第 2 項 の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者は、3 万円以下の罰金に処する。ただし、同条第 4 項 に規定する審査請求人等は、この限りでない。

[《改正》平 13 法 129](#)

第 127 条 法人の代表者 (人格のない社団等の管理人を含む。) 又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して [前条](#) の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

houko.com